

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和2年9月24日提出

人吉市長 松岡 隼人

1 健全化判断比率 (単位：%)

区 分	比 率	早期健全化基準 (参考)	財政再生基準 (参考)
実質赤字比率	—	13.55	20.00
連結実質赤字比率	—	18.55	30.00
実質公債費比率	5.0	25.0	35.0
将来負担比率	64.4	350.0	

※表中「—」は、実質赤字及び連結実質赤字がないことを表す。

2 資金不足比率 (単位：%)

会計名称	比 率	経営健全化基準 (参考)
水道事業特別会計	—	20.0
公共下水道事業特別会計	—	
工業用地造成事業特別会計	—	

※表中「—」は、資金不足がないことを表す。

人 監 第 1 4 0 号
令 和 2 年 9 月 3 日

人吉市長 松 岡 隼 人 様

人吉市監査委員 井 上 祐 太

人吉市監査委員 犬 童 利 夫

令和元年度人吉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その結果について次のとおり意見を提出する。

健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年8月20日から令和2年8月25日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているかを主眼として、関係書類等を照合審査するとともに必要に応じて関係職員の説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。

なお、審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担比率	資金不足 比 率
普通 会 計	一 般 会 計						
	一般会計等に属する特別会計	人吉球磨地域交通体系整備特別会計					
公 営 事 業 会 計	公営企業に係る特別会計 以外の特別会計	国民健康保険事業特別会計					
		介護保険特別会計					
		介護サービス事業特別会計					
		後期高齢者医療特別会計					
	法適用公営企業会計	水道事業特別会計					
		公共下水道事業特別会計					
	法非適用公営企業会計	工業用地造成事業特別会計					
一部事務組合・広域連合	人吉球磨広域行政組合						
	人吉下球磨消防組合						
	熊本県後期高齢者医療広域連合						
地方公社・第三セクター等	くま川鉄道株式会社						
	くま川下り株式会社						
	球磨焼酎リサイクル株式会社						

- (注) 1 「法適用」とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
2 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

比率名		令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	13.55%	20.0%
連結実質赤字比率		—	18.55%	30.0%
実質公債費比率		5.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率		64.4%	350.0%	
資 金 不 足 率	水道事業	—	20.0%	
	公共下水道事業	—	20.0%	
	工業用地造成事業	—	20.0%	

- (注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字ではないため「—」で表示した。参考欄の数値は計算結果に基づく数値を表示した。

(1) 実質赤字比率

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位:千円・%)

会計名	令和元年度	平成30年度	増減
一般会計	319,846	443,664	△ 123,818
人吉球磨地域交通体系整備特別会計	0	0	0
合計 A	319,846	443,664	△ 123,818
標準財政規模 B	8,841,662	8,827,225	14,437
実質赤字比率 $A/B \times 100$	—	—	
参考	3.61	5.02	

令和元年度の一般会計等の実質収支額の合計額は 319,846 千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されず、表示は「—」となる。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

各会計等の実質収支又は資金剰余(不足)等の状況

(単位:千円・%)

会計名	令和元年度	平成30年度	増減
一般会計等	319,846	443,664	△ 123,818
国民健康保険事業特別会計	268,060	250,972	17,088
介護保険特別会計	205,519	314,795	△ 109,276
介護サービス事業特別会計	0	3,498	△ 3,498
後期高齢者医療特別会計	11,564	11,506	58
水道事業特別会計	769,819	770,839	△ 1,020
公共下水道事業特別会計	237,156	193,154	44,002
工業用地造成事業特別会計	0	0	0
合計 A	1,811,964	1,988,428	△ 176,464
標準財政規模 B	8,841,662	8,827,225	14,437
連結実質赤字比率 $A/B \times 100$	—	—	
参考	20.49	22.52	

令和元年度の全会計等の実質収支額及び資金剰余(不足)額の合計額は 1,811,964 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されず、表示は「—」となる。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する借入金(市債)の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式による。

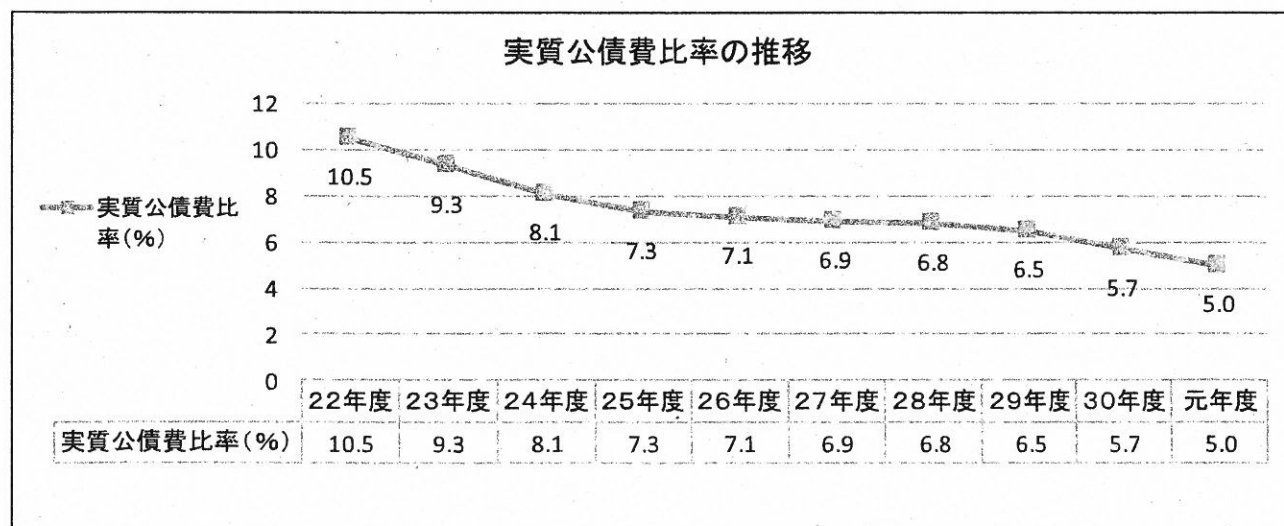
公債費等の状況

(単位:千円)

区 分		令和元年度	平成30年度	平成29年度
地方債元利償還額	A	1,412,321	1,445,683	1,476,457
準元利償還額	B	360,728	320,240	546,385
特定財源	C	226,668	234,093	247,347
基準財政需要額算入額	D	1,162,205	1,195,687	1,337,038
(A + B) - (C + D)	E	384,176	336,143	438,457
標準財政規模	F	8,841,662	8,827,225	9,009,682
(F - D)	G	7,679,457	7,631,538	7,672,644
実質公債費比率(単年度) $E/G \times 100$		5.00265%	4.40466%	5.71455%
実質公債費比率(3か年平均)		5.0%	5.7%	6.5%

令和元年度の実質公債費比率は 5.0%で、前年度(5.7%)に比べ 0.7 ポイント改善しており、引き続き、早期健全化基準の 25%を下回っている。

【参考】過去 10 年間の推移



(4) 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかを示すもので、比率は次の算式による。

将来負担比率の状況

(単位:千円・%)

区 分	令和元年度	平成30年度	平成29年度
地方債の現在高	16,111,193	14,469,650	14,052,770
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0
公営企業債等繰入見込額	1,244,815	1,259,132	1,338,888
組合負担等見込額	778,466	955,906	1,030,309
退職手当負担見込額	2,450,891	2,510,634	2,557,490
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	20,585,365	19,195,322	18,979,457
充当可能基金額	1,842,470	1,985,946	2,249,932
充当可能特定歳入	1,797,372	1,872,762	1,981,590
基準財政需要額算入見込額	11,995,203	11,773,453	11,707,955
充当可能財源等 B	15,635,045	15,632,161	15,939,477
(A - B) C	4,950,320	3,563,161	3,039,980
標準財政規模 D	8,841,662	8,827,225	9,009,682
基準財政需要額算入額 E	1,162,205	1,195,687	1,337,038
(D - E) F	7,679,457	7,631,538	7,672,644
将来負担比率 $C/F \times 100$	64.4	46.6	39.6

令和元年度の将来負担比率は、64.4%で、前年度に引き続き早期健全化基準の350%を下回っている。

3 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は次のとおりである。

(単位:%)				
区 分	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
水道事業特別会計	—	—	—	20.0
	△ 6.12	△ 6.08	△ 0.04	
公共下水道事業特別会計	—	—	—	
	△ 5.41	△ 5.10	△ 0.31	
工業用地造成事業特別会計	—	—	—	

(注) 資金不足比率については、算定した結果が赤字ではないため「—」で表示した。参考欄の数値は計算結果に基づく数値を表示した。

いずれの会計も資金不足を生じていないため、該当の数値はない。なお、参考として、法適用の水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、比率を求めた。

(1) 法適用企業

法適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)							
区 分	会計年度	負債額(A)	建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高(B)	資産等(C)	解消可能資金不足額(D)	資金剰余額	事業規模(E)
水道事業特別会計	令和元年度	1,559,269	0	4,954,754	0	3,395,485	555,134
	平成30年度	1,608,821	0	4,912,154	0	3,303,333	543,225
	増減額	△ 49,552	0	42,600	0	92,152	11,909
公共下水道事業特別会計	令和元年度	9,289,172	0	12,710,982	0	3,421,810	632,137
	平成30年度	10,055,700	0	13,371,336	0	3,315,636	650,182
	増減額	△ 766,528	0	△ 660,354	0	106,174	△ 18,045

※事業規模欄(法適用企業)＝営業収益の額－受託工事収益の額

比率は次の算式による

資金不足比率	資金不足額 { (負債額 A + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 B - 資産等 C) - 解消可能資金不足額 D }	
	事業規模 E	

公営企業における法適用企業の資金剰余額は、水道事業特別会計で 33 億 9,548 万円、前年度に比べ 9,215 万円増加、公共下水道事業特別会計で 34 億 2,181 万円、前年度に比べ 1 億 617 万円増加となっている。

(2) 法非適用企業

法非適用企業の資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位:千円)

区分	会計年度	繰上充用額(A)	支払繰延額・ 事業繰越額 (B)	建設改良費等以外の 経費の財源に充てる ために起こした 地方債の現在高 (C)	解消可能 資金不足額 (D)	資金剰余額	事業規模(E)
工業用地造成事業特別会計	令和元年度	0	0	0	0	0	516,108
	平成30年度	0	0	0	0	0	549,376
	増減額	0	0	0	0	0	△ 33,268

※事業規模欄(法非適用企業)=営業収益に相当する収入の額-受託工事収益の額

比率は次の算式による

資金不足比率	$\frac{\text{資金不足額} \{ (\text{繰上充用額 A} + \text{支払繰延額・事業繰越額 B} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C}) - \text{解消可能資金不足額 D} \}}{\text{事業規模 E}}$

工業用地造成事業特別会計については、資金不足額を生じていない。これは、一般会計からの繰入金により収支均衡を図っているためである。令和元年度については、一般会計から3,650万円(公債費へ充当)の繰出を行った。

4 むすび

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも財政の健全段階範囲で推移している。

実質公債費比率については、3か年の平均値では5.0%となり、前年度と比較して0.7ポイント改善している。改善した主な要因は、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したことなどがあげられる。

将来負担比率については、64.4%となり前年度に比べ17.8ポイント悪化している。悪化した主な要因は、分子となる将来の負担額のうち、地方債現在高の増、一方分母となる充当可能額のうち、充当可能基金額が減少したことがあげられる。

生産年齢人口の減少、社会保障関連経費の増嵩、公共施設の老朽化に伴う更新費用の増加、そして、本市最大のプロジェクト『新市庁舎建設事業』を控え、今後事業費の財源となる市債発行の増加が予想されること、併せて、充当可能基金のうち主力となる財政調整基金の減少を考慮するならば、本市の財政運営は決して楽観視できない状況にあることは言うまでもない。

本市の健全化判断比率等は、いずれも適正範囲にはあるが、従来に増して、事業の選択と集中を旨とし、健全な財政運営に努められたい。